

官報号外

平成二年三月二十六日

○第百十八回

参議院会議録第五号

平成二年三月二十六日(月曜日)

午後五時一分開議

法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議事日程 第五号

平成二年三月二十六日

午後三時開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○本日の会議に付した案件

新議員の紹介

日程第一

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外一

件両院協議会の協議委員の選挙

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二

件両院協議会参議院議長報告

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外三

件住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外四

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険

賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、いずれも同意することに決しました。

次に、臨時脳死及び臓器移植調査会委員の任命

について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、これに同意することに決しました。

(2)給与改善費、(3)厚生保険特別会計への織入及び義務的経費の追加等合計で六兆六千五百八十一億八千三百万円の追加を行い、他方、既定経費の節減等により、七千六百四億八千六百万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、最近までの収入実績等を勘案し、租税及印紙収入三兆二千百七十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金受入二兆三千三百六十三億二千九百万円を計上するほか、その他収入三千四百四十三億六千八百万円の増収を見込み、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定に基づく公債の増発六千五百億円を行うこととしているが、他方、「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」の規定に基づく公債を六千五百億円減額することとしている。

この結果、平成元年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ五兆八千九百七十六億九千七百万円増額され、六十六兆三千百八十九千七百万円となる。

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及譲与税配付金特別会計、厚生保険特別会計等十七特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)は、国民金融公庫、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫の三政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置を講じようとしたものであるが、補正要件を必ずしも具備していない費目もあり、適切な補正予算とは認め難いので、否決すべきものと議決した。

衆議院では自民党が安定勢力を確保したといつても、参議院では与野党が逆転していることには変わりないのであります。衆議院と参議院とのいわゆるねじれ現象は、自民党にとっては不都合な事態かもしれませんが、二院制をとっている我が國憲法の原理からすれば、その目的にかなった極めて正常な歓迎すべき状態と言えるのであります。

こうした国会の現状の中で、政府が真に対話と協調を重視しようとするのであれば、総選挙で多数を制するに至つたからといってそれにおこらず、消費税問題やむがんだ予算編成について十二分に反省をし、予算案組み替えに対する我が党の主張を真剣に受けとめ、選挙前の予算案を見直して提案すべきであったと言わなければなりません。

ところが、我が党の主張に耳をかさないのみならず、自民党の党利党略によって補正予算案の審議を混乱、空軒に陥れ、海部総理はこの間何らのリーダーシップも発揮し得ず、議会制民主主義を踏みにじつたことは許しがたいことであります。補正予算案とその関連法案の一括処理を押しつけ、衆参両院の予算委員会で決定された審議日程を強引に中断させ、公務員給与の分割支給、災害復旧のおくれなどを来たした政府・自民党の政治的・社会的責任は極めて重大であります。

また、海部総理は政治改革を唱えていますが、第二次海部内閣で総理を初め七人の閣僚がリクルート社から政治献金の提供を受けており、さらに深谷郵政大臣がリクルート社から多額の政治献金を受けていることが判明いたしました。總理、クリーンな政治の看板はどこへ行ってしまったんですね。

總理や自民党は総選挙によるみそき論や洗礼論で切り抜けようとしていますが、これこそ国民の声を踏みにじり、国民感情を逆なでするものであり、リクルート事件の政治的けじめがついたなど

とまじめに考へておられる國民は一人もいないことを強く申し上げておきます。

次に、補正予算案に反対する理由を具体的に申します。

まず第一に、政府は、近年、税収見積もりを当初予算編成時に意図的とも言われるほど低く見込んで、シーリングと称する予算編成を行いながら、補正予算で政府・自民党にとって都合のよい政策経費を大幅に織り込んだ政治的な予算を計上していることであります。

特に、提案されている補正予算案は、税収の増加を財源にして、さきに指摘したように総選挙目当ての大型予算であります。その中身は、昨年の参議院選挙での自民党離れをターゲットにした人気取り事業や消費税隠しの手当て、また補正でなくて本予算に計上すべきものが数多く含まれており、こうした経費が今なぜ補正予算で緊急対策や特別対策として必要なのか。政府の説明では理解できないばかりか、一体どれだけ年度内に有効に使われるか極めて疑わしく、このよくなこそくな手段とその経費を絶対に認めるとはできません。

反対理由の第二は、本補正予算案には財政法第二十九条に違反していると思われる経費が数多く含まれていることであります。

財政法第二十九条は、「予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出」と補正予算の編成要件を規定しているにもかかわらず、海部総理のお声がかりと言われる芸術文化振興基金などを初め多くの基金の設立が予定をされているほか、各種機関、特殊法人への出資金が多数計上されています。

二十九条に違反していると思われる経費が数多く含まれていることであります。

また、本補正予算案において増額補正を行おうとする三兆円余は、消費税導入の当初見込み額に相当し、このよくな自然増収があれば消費税の導入は不要であつたし、本院では昨年の第百六十四回で消費税廃止法案が可決をされており、この時点で消費税は凍結されるべきで、あつたにもかかわらず、そのまま存続させていることは國民の意思をじゅうりんするものであります。我が党は、本特別国会で速やかに消費税を廃止することを強く求めるものであります。

第四に、ブルトニウム海上輸送に伴い、航空機購入と大型巡視船建造の国庫債務負担行為が追加され、しかもこれらの多くが、政府がその発行を極力抑制したいと主張している建設国債を増発してまで行うとしていることは、従来の方針と矛盾していますが、我が党がかねてから指摘をしていましたが、反革行行為でもあります。また、予算案には、我が党が修正案で指摘をしたよう、新年度当初予算で対処すべき政策経費が多々含まれています。

このように本補正予算案の内容は、緊急性に欠け、財政法第二十九条の趣旨に違反するものが多々あり、まさに財政紊乱そのものであり、到底容認できるものではありません。

反対理由の第三は、相変わらず大幅な税収の見込み違いを犯し、本補正予算案でも多額の自然増収を計上し、しかも國民の反対する消費税をそのまま存続させることであります。

税収等は、一昨年は五兆六千億円強、昨年度は五兆七千億円強も当初見積もりを決算が大きく上回っています。さらに一昨年度、そして昨年度は当初の段階では予定をされなかつた一兆八千億、二兆円程度の減税がそれぞれ行われて、そのため、当初見積もりを上回る超過額は実質七兆数千億円にも上ることになります。本年度も補正予算案で三兆二千百七十億円の増額補正が行われており、さらに一兆円程度ふえるのではないかとさえ言われております。このように毎年の税収過小見積もりは意図的と言われても仕方のない事態であり、ずさんきわまりないと断ぜざるを得ません。

また、本補正予算案において増額補正を行おうとする三兆円余は、消費税導入の当初見込み額に相当し、このよくな自然増収があれば消費税の導入は不要であつたし、本院では昨年の第百六十四回で消費税廃止法案が可決をされており、この時点で消費税は凍結されるべきで、あつたにもかかわらず、そのまま存続させていることは國民の意思をじゅうりんするものであります。我が党は、本特別国会で速やかに消費税を廃止することを強く求めるものであります。

第四に、ブルトニウム海上輸送に伴い、航空機購入と大型巡視船建造の国庫債務負担行為が追加され、しかもこれらの多くが、政府がその発行を極力抑制したいと主張している建設国債を増発してまで行うとしていることは、従来の方針と矛盾していますが、我が党がかねてから指摘をしていましたが、反革行行為でもあります。また、予算案には、我が党が修正案で指摘をしたよう、新年度当初予算で対処すべき政策経費が多々含まれています。

以上、補正予算案に対する反対の理由を述べましたが、予算は政府の顔であります。この予算案を通じて見る限り、海部内閣の顔は大きくゆがんでいます。

すなわち、消費税を導入しながら当初では抑制型の予算を編成し、防衛費を突出させる反面、国民生活を圧迫し、政権に都合のよい経費を補正予算で措置をするという、財政法の精神及び財政の節度を踏みにじつたゆがんだ予算を絶対承認できません。

反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて討論は終局をいたしました。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決をいたします。

〔賛成者起立〕

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 少數と認めます。

〔賛成者起立〕

よって、三案は否決されました。(拍手)

ただいまの結果、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二案について、本院は衆議院から両院協議会を求められることになります。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。橋本大蔵大臣。

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、租税特別措置について、当面の政策的要請に対応するとの観点から、土地対策、住宅対策、輸入促進策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地税制につきましては、超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度等の適用期限を延長するほか、土地譲渡益重課制度の対象となる土地を事業用資産の買いかえ特例の適用対象資産から除外する等の措置を講ずることといたしております。

第二に、住宅取得促進税制につきましては、国民の持ち家取得を一層促進する見地から、税額控除期間を六年間に拡充する等の措置を講ずるとともに、その適用期限を二年延長することといたしております。

第三に、総合的な輸入促進策の一環として、製品輸入促進税制を創設することといたしております。第四に、企業関係の租税特別措置等につきましては、平成二年度におきましても、政策目的と政策効果との観点から、既存の租税特別措置の整理合理化を図る等必要な改正を行なうことといたしております。

その他、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒り当金の特例、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等適用期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許しま

す。前畠幸子君。

〔前畠幸子君登壇、拍手〕

○前畠幸子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表しまして、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

まず最初に、橋本大蔵大臣の訪米について伺います。

ブレイディ米財務長官との会談の主要テーマは、為替問題と日米構造協議の焦点である公共投資の拡大問題であつたと報道されています。円安問題については、米通貨当局が市場介入に積極姿勢を示す期待は望み得ないと考えられるのですが、どのように評価されていますか。また、公共投資拡大の目標を最終報告で示すことにしたとの報道がありますが、GNP一〇%というアメリカの要求をどのようにクリアしようとしているのか、お尋ねいたします。

税制をめぐる昨今の状況を見ると、税制に対する国民の関心が非常に高まっているというのが大きな特徴であると思われます。税制に関心が持たれるということは歓迎すべきことでありますし、民主主義の発展を意味するとも言えます。しかし、現状は、公約に反して政府・自民党によって強行実施されるに至った消費税という大型間接税の導入を契機としていることを考えると、評価できる状況ではありません。

こうした現状のもと、ここでもう一度税制を原点に立ち返って検討する必要があるのではないかと考えます。まず、税制がどうあるべきかを考えるときの基本視点、税負担を求めるに際して最も根本的な考え方についてお尋ねいたします。

申すまでもなく、税負担といふものは経済主体に求められるべきであります。我が国のように、利潤追求を目的とした企業が経済を動かす主体となり、重きをなしている社会では、当然そこに主たる税負担を追求していくかなければならないと思います。経済活動に見合った税負担を求めるこ

とは、大企業いじめと非難されるのではなく、税制の原則であります。總理の御見解を承ります。

次に、行政改革の美名のもの、自助努力や受益者負担が強調され続け、税制そして財政の基本的な機能である所得再分配機能がなし崩しにされておりま

す。

政府税制調査会は、消費税の導入について、消費するわら生活の規模に応じて負担を広く薄く求めることにより、從前の税制が抱えていたさまざま

なゆがみやひずみを是正し、負担の公平を確保し、さらに本格的な高齢化社会の進展や経済社会の国際化に対応しようとするとするものであると大愛誇

らしげに説明しておられます。

しかし、生活の規模に応じた税負担といつても、消費税が生活の規模に対応して累進的に負担を求める税でないことは明らかであり、消費に対

して一律に広く薄く課税することが公平を確保す

ることになるとは考えられません。税の所得再分

配機能を弱めることが高齢化社会の進展や経済社

会の国際化への対応につながることはどうしても思

われませんが、總理はどうお考えでしようか。

次に、租税特別措置法の趣旨・目的についてお

伺いたします。

昭和六十一年の税制調査会の「税制の抜本的見直しについての答申」を拝見しました。それによ

りますと、「租税特別措置は、特定の政策目的を

実現するため税負担の公平その他の税制の基本原

則をある程度犠牲にして譲じられているものであ

る」と定義されています。それならば、租税特

別措置法の中に、政策目的を達したらできる限り

早く廃止しますと、趣旨・目的を明らかにされた

らいかがでしよう。

政府は日米構造協議の中でもかなり踏み込んだ

土地政策を明らかにする考え方を持つていると報道

されています。總理も施政方針演説の中で、地

価の高騰は社会的公正感を揺るがせ、国民の住宅

確保の夢を奪っている、土地基本法の成立を踏ま

え、総合的な土地・住宅対策を強力に展開してい

く、土地税制は総合的に見直し、平成二年度中に

成案を得ていくと述べられておりますが、これに

についての考え方、具体的な方針をお聞かせください。

次に、相続税についてお伺いたします。

地価高騰によつて庶民の生存権的財産であるわずかばかりの居住用財産に対する固定資産税が急

増し、また、被相続人が苦労して取得したマイ

ホームすらが相続税の急増によって相続人が繼承できないという事態が起こっております。これは現行税法が固定資産税、相続税等について画一的な課税の方を決めていたためにあらわれているものです。応能負担原則からいえば、固定資産の所有の実態、相続の実態を類型化して、それぞれ各類型にふさわしい課税の仕組みを規定すべきだと考えます。

毎年、相続税の路線価が発表されます。こどもも一月十九日、平成二年分の発表がありました。が、引き上げ率は前年対平均二八・七%と上がり、八〇%を超えているところもあります。数年前まではよほどの大金持ちでない限り相続税などという心配はありませんでした。昭和六十三年に相続税の課税最低限がやっと倍に上がりましたが、評価額のアップに追いつける数字ではありません。

ところで、農地等の生前一括贈与については納稅猶予といつもののが租税特別措置法の中にあります。高齢化社会対策をお考えになっているならば、一生をともにし、お互いの努力によって築いた居住用財産については、一方の死亡による相続をもう一方の配偶者の死亡まで納稅猶予するという租税特別措置の法案の提言をしたいと思いま

また、住宅取得促進税制の拡充は結構なことでございますが、持ち家世帯に配慮するだけで借家住まいの世帯に対する優遇措置を放置するならば、かえって格差の拡大を助長することになります。高齢化社会対策をお考えになつたという側面を十分考慮されて、家賃控除や住宅手当の非課税措置などを取り上げていただいたいなかがと提案いたします。

この税制は日米間を中心とした貿易摩擦の緩和を目的にしていると思われますが、この特別措置

で果たして貿易摩擦を解消しないのは緩和できるとは到底考えられません。むしろ、また税制をゆがめるだけに終わるのではないかと心配をいたしました。貿易摩擦は、税制を考慮するようなことではいるものです。応能負担原則からいえば、固定資産の所有の実態、相続の実態を類型化して、そ

れべきだと考えます。相続税の路線価が発表されます。こどもも一月十九日、平成二年分の発表されました。が、引き上げ率は前年対平均二八・七%と上がり、八〇%を超えているところもあります。数年前まではよほどの大金持ちでない限り相続税などという心配はありませんでした。昭和六十三年に相続税の課税最低限がやっと倍に上がりましたが、評価額のアップに追いつける数字ではありません。

ところで、農地等の生前一括贈与については納稅猶予といつもののが租税特別措置法の中にあります。高齢化社会対策をお考えになつたという側面を十分考慮されて、家賃控除や住宅手当の非課税措置などを取り上げていただいたいなかがと提案いたします。

この税制は日米間を中心とした貿易摩擦の緩和を目的にしていると思われますが、この特別措置

で果たして貿易摩擦を解消しないのは緩和できるとは到底考えられません。むしろ、また税制をゆがめるだけに終わるのではないかと心配をいたしました。貿易摩擦は、税制を考慮するようなことでは

なく、経済社会のより根本的なところから起つ

てることを考へていただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、初年度六百五十億円、平年度八百七十億円の減税が見積もられておりますところの製品輸入促進税制によってどれほどどの対象品の輸入がふえると考えられるのか、お聞きしたいと思います。減税額が出ていているのですから、具体的な数字で明らかにして説明をいただきたいと思います。

最後に、企業関係の特別措置についてお尋ねいたします。

昨年末の政府税制調査会の「平成二年年度の税制改正に関する答申」でも、租税特別措置等の整理合理化が取り上げられているにもかかわらず、今回もまた企業関係の特別措置での廃止は四つにすぎません。そして、新たに輸入促進税制等が設けられることにより、八十二項目の特別措置が現存するわけですが、どうしてもこれらの特別措置が必要不可欠であるというのであるならば、当然その効果のもたらすものの検討がされていると思いますので、その点を御説明いただきたいと

思います。

以上、本法案に関係する主要な点について質問いたしましたが、最後に政府の明快な御答弁を求めて、私の質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○国務大臣(海部俊樹君) 前畠議員にお答えを

いたしました。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 前畠議員にお答えを

申し上げます。

まず、去る二十三日に、国会の御了承を得てロサソゼルスで行いましたブレイディ長官との会談につきまして、議員からは為替の問題と構造協議のうちの公共投資について重点が置かれたという御

指摘であります。が、事実問題として申し上げますと、欧洲の情勢の大きな変化の中でこれに対する

日米双方の対応、さらに欧洲会議の問題等が一番時間的には多くかかったテーマであります。

そこで、その際、為替市場における協力を含めました経済政策協調につきまして両国間のコミットメントの再確認を行いました。この共同声明につきまして、今議員から御指摘がございましたた

たと同時に、反面問題点も有するものでありますから、单一の税目によつては税制に求められる各種

の理念を十分に果たすことは困難な点もございま

す。したがつて、所得、資産、消費に対する課税

を適切に組み合わせ、全体としてバランスのとれた税体系とすることが肝要であると私は考えてお

ります。

消費税は所得再分配の機能を弱めるのではない

かと、こういう御指摘であります。が、税の所得再分配機能を一つの税目のみを取り上げて判断すべき問題ではないのか。所得税を含めた税制の全体、さらには社会保障制度など歳出面を含めた財政全体で判断すべき性格のものであると私は考えております。

したがつて、消費税の導入に当たりましては、他方で大幅な所得税減税や真に手を差し伸べるべき方々に対する各種の配慮もあわせ行ってきたところでございますので、消費税といふものは、社会共通の費用を広く、薄く、公平に分かち合う仕組みを創設することにより、高齢化社会に備えた安定期的な収入構造の構築を図るものであり、また国際的にも批判を受けた從来の個別的間接税

改正に関する答申でも、租税特別措置等の整理合理化が取り上げられているにもかかわらず、今回もまた企業関係の特別措置での廃止は四つにすぎません。そして、新たに輸入促進税制等が設けられることにより、八十二項目の特別措置が現存するわけですが、どうしてもこれらの特別措置が必要不可欠であるというのであるならば、当然その効果のもたらすものの検討がされていると思いますので、その点を御説明いただきたいと

思います。

土地基本法の問題につきましては、昨年末の土地基本法の制定を踏まえて、今後は、この法律に示された土地についての基本理念や土地対策の展開方法に基づきましては、需給両面にわたる各般の施策を推進してまいります。「今後の土地対策の重点実施方針」に従い、大都市地域における住宅

宅地供給の促進や土地税制の総合的な見直しなどについて、特に重点的にその実施を図つてまいり

ます。

また、去る二十三日に開催した土地対策関係閣僚会議において、監視区域等の的確な運用などの緊急対策と抜本的な対策の取りまとめを指示したところであります。

住宅問題についててもお触れになりましたが、大

きるよう、首都圏などでこの十年間に百万戸を目標に、具体的には広域的な住宅地供給方針の策定、低・未利用地の有効・高度利用の促進などの

施策を総合的に推進してまいる考え方でございま

す。

家賃控除制度についてもお触れになりましたが、家賃は食費や被服費と同様、典型的な生計費であることから、家賃だけを取り出して特別の控除を設けることは基本的な問題があると考えますが、我が国の住環境の現状を踏まえた社会政策的な配慮から、借家住まいの方々のために消費税の見直し案では家賃を非課税とすることにもいたしております。

また、住宅手当を非課税とすることにつきましては、いわゆる住宅手当は、扶養手当等と同様に、生活上の支出等を考慮して支給される給与そのものでありますので、税制上非課税とすることは適当ではないと考えております。

残余の質問につきましては関係大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 前畠議員にお答えを

申し上げます。

まず、去る二十三日に、国会の御了承を得てロサ

ソゼルスで行いましたブレイディ長官との会談につきまして、議員からは為替の問題と構造協議のうちの公共投資について重点が置かれたという御

指摘であります。が、事実問題として申し上げますと、欧洲の情勢の大きな変化の中でこれに対する

日米双方の対応、さらに欧洲会議の問題等が一

番時間的には多くかかったテーマであります。

そこで、それに続くテー

マが今御指摘になりま

した経済政策協調につきまして両国間のコミ

ットメントの再確認を行いました。この共同声明につきまして、今議員から御指摘がございましたた

れども、実はアメリカ財務長官は、ここしばらくの間にG7各国の大蔵大臣と次々に会談を続けておられます。そして、それぞれの場合に、その内容には相当深刻な問題も含めておられたようではありますけれども、共同声明の発出という状態にはなりませんでした。今回共同声明が出されましたといふ事実をお考えいただきますとき、現在の為替相場につきまして日米ともに積極的に協調していく、また対処していく、という姿勢が確認されたものと私は受けとめています。

また、公共投資の問題についてお触れをいたしましたが、実は今申し上げました二つのテーマに非常に時間をとりまして、実際一時間会談を延ばす結果になりましたが、その中で構造協議の問題といふものは、双方が原則を述べ合つて、いかに時間的にも終始をいたしました。特別に突っ込んで議論をしたという状況にはございません。

ただ、よく数字的な目標が論議になるわけではありませんが、毎年度の予算編成の進行過程あるいは過熱というものを回避するためには、非常に問題を生じることでございます。しかし、日本自身、私たちの足元を眺めてみますと、社会資本整備の必要性といふものは我が国自身の問題として十分今後努力をしていかなければならない問題でもございます。

これらの問題につきましては、なお私ども精力的に両国間で話し合いをして、相互の立場を理解した上でよりよい結論が出るための努力をしてまいりたい、そのように考えております。

次に、租税特別措置法につきまして何点かの御指摘をいたいたわけですが、租税特別措置は住宅・土地対策あるいは福祉対策、中小企業対策、エネルギー対策といった国民生活や企業活動に関連する各種の政策目的を達成するために講

じられたものでありますから、個々の措置につきましては必要に応じて適用期間を定め、社会経済は相当深刻な問題も含めておられたようではありますけれども、共同声明の発出という状態にはなりませんでした。今回共同声明が出されましたといふ事実をお考えいただきますとき、現在の為替相場につきまして日米ともに積極的に協調していく、また対処していく、という姿勢が確認されたものと私は受けとめています。

また、租税特別措置による減収額試算につきましては、従来から国会の御審議の参考に資するため、租税特別措置による減収額試算として、減収規模の概算をお示ししてまいりました。その試算に当たっては、最新時点までの課税資料や関連統計などを幅広く活用して、一定の仮定を置いておりますが、できるだけ実態に即したものになるよう努めてまいりましたところであります。

租税特別措置によります減収額の実績値といふお話でありますたが、従来から国税庁の会社標本調査結果報告などによりまして実績の判明いたしましたものにつきましては、法人企業の租税特別措置に関する調べとして国会に提出させていただきましておきまして、この考え方を今後もきちんと守つてまいります。

私たちも、この四月にも租税調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいたこうと思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいたさうたいと思います。

私たちも、この四月にも租税調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいたこうと思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいたさうたいと思います。

私たちも、この四月にも租税調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいたこうと思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいたさうたいと思います。

私たちも、この四月にも租税調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいたこうと思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいたさうたいと思います。

私たちも、この四月にも租税調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいたこうと思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいたさうたいと思います。

私たちも、この四月にも租税調査会において小委員会を設けて本格的な土地税制についての御検討をいたこうと思っております。そのときに、私どもからその小委員会にお考えをいたさうたいと思います。

官 報 (号 外)

いへは政府から見直し案が提出されており、また近く野党も消費税廃止法案を提出する予定であります。衆参両院の選挙の争点になった重要議題について、国会は徹底審議を行わなければなりません。衆議院では自民党が多数を占め、参議院では逆転している現在の政治状況では、見直し案も廃止案も成立する可能性はないであります。総理はこのような状況をどのように考へておられるのか、初めにお伺いしたい。

の国民が反対する消費税を強引に導入したことによるものであります。いわばボタンのかけ違いによるものであることは明らかであります。混乱を招くと、収拾するには、もはや消費税は廃止し、再改革を行なう以外にないと考えるものであります。総理は消費税問題の解決にどう取り組んでいくのか、お伺いしたいのであります。

また、政府の見直し案では、増減税率差引き平年度で八千五百二十億円の減収となることが明らかにされております。他方、消費税の税収は既既存の間接税廃止等を差し引いたネットの一般会計分は二兆円足らずであり、これから見直しによる減収分を差し引くとわずか一兆円程度ということになります。この税収をもって迫りくる高齢化社会に対応できるのでしょうか。わずか一兆円の税収のために、年金生活者や母子家庭を初め一般家庭が何ゆえに負担の逆進性に苦しみ、日常生活の不便にあえぎ、税への不信感を高めなければならぬのでしょうか。このような消費税をもつて高齢化社会に対応しようとする限り、今後税率を現在の三%から二倍にも三倍にも引き上げざるを得ないのは明らかであります。

二十一世紀を展望した税制改革を進めるためには、まず消費税を廃止し、高齢化社会での社会福祉政策のビジョンを明確にした上で、国民の合意を得て税制の再改革を進める以外にないと思うのであります。が、総理、大蔵大臣、そして厚生大臣の所信をお尋ねしたいのであります。

さて、租税特別措置は、言うまでもなく、税のあり方を定めたそれぞれの法律について税負担の公平といいう最も重要な側面を犠牲にしつつ、そのときどきの経済社会情勢に即応した政策を時宜適切に纏り込むべき特例法であります。それだけに、制度のあり方については常時その政策効果を見きわめ、行き過ぎたものはないか、政策目的を終えてなお存在しているものはないかの見直しが必要であります。このため、毎年度その改正案が提案されてはいるのですが、私は改正案提出

公平の原則を犠牲にして定められている租税特別措置法改正に当たって、このような状況が許されるものかどうか、總理並びに大蔵大臣に納得のいく説明を求めるのであります。

そこで、私は、租税特別措置法改正に当たって、かかる時間的制約を回避するため、国会提出の時期を大幅に早めることを提案したいと思ひますが、大蔵大臣の責任ある答弁を求めます。

次いで、法案の内容にもかかわる土地・住宅政策についてお伺いします。

的な施策を示していただきたい。
最後に、日米構造協議への政府の姿勢と製品輸入促進規制についてお伺いします。
日米構造協議は、もはや待ったなしで迫られる我が国的基本政策にかかる問題であり、世界経済に与える影響も無視できません。これまで三回にわたる協議を通じて米国との要請は、日米間の貿易収支の不均衡縮小にあるのか、米国の主張してやまない日本の不公正取引慣行や市場の閉鎖性の改善にあると見て、かかる認識と、四月こまどり

のあり方に大きな疑問を持つております。それは、関税定率法等改正案などと同様に、いわゆる日切れ法案扱いとされ、何が何でも年度末までに成立させなければならないとの立場に迫り込んで、国会での審議権を大きく制約していることとあります。もちろん、国民生活関連あるいは中小企業関連の特別措置のうち、なお特例が引き続いて必要であるものについて、これが期限切れとなるため政策上の継続性を持たせる意味から、日切れ扱いとして処理しなければならないものがあることは十分に理解できます。しかし、このような種類のものでなく、税負担公平の見地から廢止すべきもの、あるいは大幅に整理縮小すべきものが数多く存在していることを我が党はかねてから主張してまいりました。

国土士官は平成二年の地価公示価格を公表しました。それによると、大阪圏の住宅地にあつては地価高騰の波が全国へ波及している実態が如実にあらわれています。今回の公示価格公表を受け、地価監視区域の指定が後手に回らないようすとともに、規制区域の指定、土地開発融資制度など指定と指導を強化したいと総理は述べたと伝えられておりますが、国土計画法の改正の用意も含め、総理の所信をお伺いしたい。

今回の公示価格公表の結果から、来年評価が影響を迎える固定資産税の負担増が国民生活に及ぼす影響が重大となることは明らかであります。固定資産税については、生活権を保障するために一定規模以下の居住用宅地等に対する減免措置をさらに充実すべきだと思いますが、総理のお考えを

められるという中間報告にどのように対応しよう
とされるのか、お伺いしたい。

また、今回の製品輸入促進税制の創設によつて
貿易収支に及ぼす影響をどのように見て、いるの
か。さらに、最近内需拡大による輸入の増加、輸
出余力の低下等による大幅な出超額の減少が続い
ております。また、産業界からは促進税制を創設
しても、対象品目、数量に制限があることや、海
外に買いたい製品がないなどの声があります。

政府は、このような現状から、輸入促進税制の
効果について具体的にどのように考えておられる
のか、お伺いしたい。

以上、本法案並びに関連する当面の重要な課題に
ついて質問いたしました。関係大臣の明確な答弁
を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣海部俊樹君登壇 拍手)

小企業經營に直接関係あるものとひっくり返めて日立の運びとなるのが例年のパターンではあります。しかし。そして今回もまた同様であり、さらに補正予算の審議日程が自民党のいわゆる一括方式の提案によっておくれ、その結果、重要法案として位置づけられるべき本案の審議時間が大幅に割愛される状況に立ち至っております。まことに遺憾であります。このため、国家公務員給与の分割支給について、日切れ法案の審議時間を圧縮させたのであります。

ほいしたい。
また、サラリーマンの住宅問題について政府は
思い切った対策を講じるべきであります。政府
自民党は現在の所得控除で対応しているとか住宅
政策が先であると言いますが、現実は、現在の資本
控除、住宅供給とともに不十分であります。家賃控除
制度の創設、住宅取得促進税制の大幅な拡充
図るべきであり、住宅税制を内需拡大策という立場
から考えるのではなくて、住宅ローン軽減といふ
措置を講じないとすれば、それにかわり得る具は

○國務大臣(海部俊樹君) 峰山議員にお答えを申
はし上げます。
総選挙中におきまして、私たちは消費税の問題を率直に国民の皆さんにお訴えをしてまいりました。選挙中の野党の御意見の中には、今回の選挙は消費税の存廃をかけた国民投票であるというものがござつたわけであり、その意味では総選挙の結果は謙虚に受けとめさせていただいておるところであります。国民各位のさまざま御指摘や世論の御意見を踏まえて、政府は消費税について見直すべき点は思い切って見直し、最善と信ずる消費税の見直し案を提出したところであります。

野党の皆さんも選挙中には、間接税の必要性はお認めになった上で、個別間接税制度といった考え方も提言されたわけでありますので、その具体的な利益を追求するという観点から議論を重ねていただきますことを心から期待する次第でございます。

政府といたしましては、見直し法案が国会で十分審議が尽くされ、一日も早く成立しますことを心から期待させていただいております。

先般の抜本的な税制改革は、来るべき高齢化社会を展望し、すべての人々が社会共通の費用を公平に分かち合うとともに、税負担が給与所得に偏ることなどによる国民の重税感、不公平感をなくすることを目指したものであります。私は、この改革によつてもたらされる税体系こそが安心して暮らせる福祉社会をつくる基礎となると確信をいたしておりますので、税制改革全体は正しい選択であつたと考えております。

おっしゃったように、それなれば、社会保障政策のビジョンを明確にした上で税制再改革を行るべきではないかとの御指摘ございましたが、今後の長寿社会対策の指針といたしましては、政府は、昭和六十一年六月に長寿社会対策大綱を開議決定いたしておりまし、またさらに、具体的に今般高齢者保健福祉推進十カ年戦略を策定し、高齢者の保健福祉の分野で今世紀中に実現を図るべき十カ年の目標を掲げておるところでございます。

なお、御指摘の消費税の税率を上げるかどうかという問題は、結局は将来そのときの財政需要と税負担について、将来的国民がそのときどきに与えられた条件のもとで選択される問題だと考えております。いすれにしましても、私の内閣としては税率の引き上げを行う考えは持つておりません。

租税特別措置法の審議について、例年不十分ではないかという御指摘ございました。

政府は、毎年度の予算編成に当たり、そのときの経済情勢や財政事情を踏まえて、歳入歳出予算案提出後速やかに国会に提出しておるところです。十分な御審議の上、一日も早く成立することを期待させていただいております。

ただ、国会の日程についていろいろな御指摘がございましたが、国会の日程は公党間の御議論によって決定されるのが議会政治にとって重要なことになります。監視区域制度の的確な運用によって対処することが望ましいと考えております。監視区域への取り組みが後に回復地価高騰に対しても対応するため、私はまず監視区域制度の地価高騰に対する考え方ですが、しかししながら最近の一連の地価高騰の状態は異常であります。私は、監視区域制度の運用強化によってもなお地価の急激な上昇を抑制することが極めて困難な場合には、規制区域を指定することをも含め置いて対処していくこととしており、先般の趣旨を関係閣僚に申述述べたところであります。

土地関連融資につきましては、かねてより通達を出し、特別ヒアリングの実施等を通じ、投機的土地取引に係る不適正な融資を排除すべく厳正に指導してきたところであります。この指導の趣旨は各金融機関に浸透しているものと認識をいたしましたが、今後とも土地関連融資の適正化が図られますよう適切に対処をしていく考えであります。

なお、家賃控除制度の創設と住宅取得促進税制についてお触れになりましたが、住宅取得の拡充についてお触れになりましたが、住宅取得促進税制につきましては、平成二年税制改正において控除期間を五年から六年にするなどの拡充措置を講ずることといたしておりますし、家賃控除の創設については、家賃は典型的な生計費であるところから、家賃だけを取り出して特別の控除を設けることには基本的な問題があると考えております。

なお、消費税の見直し案においては、借家住まいの方々のために家賃を非課税とすることとしているところであります。その御審議が十分にいただけるよう、その法律案を予算案提出後速やかに国会に提出しておるところです。十分な御審議の上、一日も早く成立することを期待させていただいております。

ただ、国会の日程についていろいろな御指摘がございましたが、国会の日程は公党間の御議論によって決定されるのが議会政治にとって重要なことになります。監視区域制度の地価抑制という視点から、金融面でこれまでの措置に加えてどのような措置がとります。

次に、日米構造協議問題についてお触れになりますが、これは、日米間にござります対外不均衡は正に向けての経済政策協調努力を補完するものとして、日米それが抱える構造問題について話し合っておることは御承知のとおりでございます。本件協議が日米両国の構造調整の推進につながりますよう米側と十分に話し合い、相互努力をするとともに、我が国としては国民生活の質の向上及び消費者重視という観点からもできる限りの努力を行つておるところであります。

日米構造協議の進展は、我が国にとって最も重要な二国間関係である日米関係の維持発展にとって極めて重要であるばかりではなく、我が国が国民生活の質の向上にも役立つ意義のあるものと考えます。このため、現在、四月中間評価及び夏の最終報告を控えて内閣の最重要課題として取り組んでおります。(拍手)

○國務大臣橋本龍太郎君登壇 拍手

だいま総理が御答弁をされました部分の補足を私の方からさせていただきます。

今のは、まさに從来から御指摘を受けておりましたのは、まさに從来から御指摘を受けておりましたものは頭に置きながら考えたことあります。

また、住居費負担の軽減という視点からは、融資、税制の活用などによりまして賃貸住宅の供給コストを低減させることにも努めておりまして、こうした点からの努力もしてまいりたい、そのよ

ことなどの理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、参議院側から、両院協議会として参議院側が指摘をした補正予算案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、本補正予算が成立できるよう衆議院側に協力を要請する旨の意見が、また、衆議院側から、本補正予算は国民生活にとって極めて重要なものであり、原案どおり成立することが望ましい旨の意見がそれぞれ述べられました。

が、結局、意見の一一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長対馬孝且君。

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

本法施行のため、平成元年度一般会計補正予算に住宅金融公庫交付金等として、五千九百九十二億六千万円が計上されている。

一、費用
本法施行のため、平成元年度一般会計補正予算に住宅金融公庫交付金等として、五千九百九十二億六千万円が計上されている。

一、費用
本法施行のため、平成元年度一般会計補正予算に住宅金融公庫交付金等として、五千九百九十二億六千万円が計上されている。

附則第十四項中「平成三年度まで」を「平成元年度まで」と、「平成三年度から平成十二年度までの間において、毎年度」を「平成元年度において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度までの間ににおいて」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔対馬孝且君登壇、拍手〕

○対馬孝且君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅金融公庫の財政の健全化を図るため、公庫の昭和六十三年度までの特別損失を平成元年度において交付金の交付により一括して整理するとともに、平成二年度から平成六年までの各年度の特別損失について平成十二年度までに交付金を交付して整理する措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

建設委員長 対馬 孝且

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

官

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十一日

參禮近議
士隱
義理戲

衆議院議長 櫻内 義雄

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二〇年)

元年法律第三十号)の一部を次のように改正す

地方交付税法等の一部を改正する法律案

九四六

別表の道府県の項目				
二一四、〇〇〇	に、	を	1	道路の面積 千平方メートルにつき
五、六一五、〇〇〇	に、	を	(1) 経常経費 千平方メートルにつき	道路橋りよう費
六、一一八、〇〇〇	に、	を	(2) 投資的経費 道路の延長 一キロメートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
七五九	に改め、	同表の市町村の項目	人口 一人につき	人口 一人につき
七五九〇	に改め、	同表の市町村の項目	人口 一人につき	人口 一人につき
七五九五	に改め、	同表の市町村の項目	人口 一人につき	人口 一人につき
方メートルにつき	九四、五〇〇	を	1 (1) 経常経費 千平方メートルにつき	道路橋りよう費
ロメートルにつき	六〇三三、〇〇〇	を	(2) 投資的経費 道路の延長 一キロメートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
メートルにつき	九四、五〇〇	に、	3 (1) 経常経費 千平方メートルにつき	道路橋りよう費
メートルにつき	六二三一、〇〇〇	に、	(2) 投資的経費 道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
都市計画区	都市計画区	道路の面積 千平方メートルにつき	道路橋りよう費	道路の面積 千平方メートルにつき
人口	人口	道路の延長 一キロメートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
域ににおける	域ににおける	道路の延長 一キロメートルにつき	道路橋りよう費	道路の面積 千平方メートルにつき
都市計画区	都市計画区	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
人口	人口	道路橋りよう費	道路橋りよう費	道路橋りよう費
域ににおける	域ににおける	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
人口	人口	道路橋りよう費	道路橋りよう費	道路橋りよう費
域ににおける	域ににおける	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき	道路の面積 千平方メートルにつき
人口	人口	道路橋りよう費	道路橋りよう費	道路橋りよう費

道府県 体の公共団体	経費の種類	測定単位	単位費用
市町村	一 基金費 一 財源対策債償還	人口	千円につき 六六〇円
測定単位	二 地域振興基金費 一 基金費 一 財源対策債償還	人口	千円につき 一、七六五
一 和五十一年度までの各年 度に於いて発行を許可された地 方債の額	昭和五十三年度から昭和五 十六年度までの各年度に於いて 発行を許可された地 方債の額	千円につき 六六〇	千円につき 六六〇円
二 人口	測定単位の数値の算定の基礎	一人につき 九〇〇	一人につき 一、七六五
一 昭和五十三年度から昭和五 十六年度までの各年	源対策のため当該各年度に於 いて発行を許可された地 方債の額	千円につき 六六〇	千円につき 六六〇円
二 人口	表示単位	千円	千円につき 六六〇円

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和十九年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「三兆五千九百四十二億三千五百万円」を「二兆九千八百四十六億三千五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除	額
平成三年度		一千八百二十二億円
平成四年度		二千三百四億円
平成五年度		二千四百五十一億円
平成六年度		二千六百三十二億円
平成七年度		二千八百二十一億円
平成八年度		一千里九百九十二億円
平成九年度		三千二百十一億円
平成十年度		三千四百二十四億円
平成十一年度		三千六百八十八億円
平成十二年度		三千九百三十七億九千五百万円

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

〔渡辺四郎君登壇、拍手〕

○渡辺四郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が一兆五千九百五十九億円増加することに伴い、さきの給与改定費に加え、補正予算による地方負担の増加、地方債の縮減、地域振興基金の設置、財源対策、償還基金の積み立て等に要する額九千八百六十三億円を平成元年度分の地方交付税として地方政府に交付し、残余の額六千九十六億円を交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の減額に充てることとし、このため、平成元年度分の地方交付税の総額について特例を設けることとするほか、地方債の縮減等に伴い必要とな

す。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

〔賛成者起立〕

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 極正予算を編成するに当たっては、財政法の

附帯決議

この際、日程に追加して、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。大蔵委員長藤井孝男君。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長藤井孝男君。

審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

参議院議長 土屋 義彦殿

大蔵委員長 藤井 孝男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生保険特別会計において行う特別保健福祉事業に必要な財源の確保を図るため、同会計業務勘定に一般会計からの繰入金等をもつて充てる特別保健福祉事業資金を設けることとし、これに関する所要の事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、平成元年度一般会計補正予算(第2号)において、厚生保険特別会計業務勘定への繰入金一兆五千億円が計上されてい

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案によって国会法第八十三条により送付する。

平成二年三月二十二日

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

趣旨に従い、今後とも引き続き適正に行うよう努めること。

一 過去における厚生年金保険国庫負担額延べ措置については、積立金運用収入の減額分を含め、財政事情の許すかぎり可及的速やかに返済することに努め、もつて厚生年金保険事業の長期的安定を図ること。

官 報 (号外)

第十九条 特別保健福祉事業ニ関スル政府ノ經理ハ當分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ之ヲ本会計ニ

於テ行フモノトス
前項ノ特別保健福祉事業(以下特別事業ト称ス)

トハ國民保健ノ向上及老人福祉ノ増進ヲ目的トシテ國民ノ老後ニ於ケル健康ノ保持及適切ナル

醫療ノ確保ヲ圖ル為特別保健福祉事業資金ノ運用利益金ヲ財源トシテ行フ左ニ掲タルモノヲ謂

一 社会保険診療報酬支払基金ガ行フ老人保健法第六十四条第三項ニ規定スル老人保健關係業務ニ對スル政令ヲ以テ定ムル補助ニシテ予算ノ範囲内ニ於テ行フモノ

二 健康保險事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

三 船員保險事業ノ管掌者タル政府ガ納付スル老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金ノ一部ニ充ツル為予算ノ範囲内ニ於テ行フ健康勘定ヘノ繰入

四 前三号ニ掲タルモノノ外健康保險事業ノ保健施設及福祉施設其ノ他ニ係ル財政上ノ措置ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ關スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テハ業務勘定ニ特別保健福祉事業資金(以下資金ト称ス)ヲ置キ

次条第二項ノ規定ニ依ル繰入金、資金ノ運用利益金及第十九条ノ六第一項ノ規定ニ依ル組入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ關スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ關スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ業務勘定ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ルモノノ外資金ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、資金ヨリノ受入金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス
シ資金ヘノ繰入金、特別事業ニ要スル経費並ニ

年金勘定及一般会計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第一項ノ規定ニ依リ特別事業ニ關スル政府ノ經理ヲ本会計ニ於テ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十九条の次に次の六条を加える。

第十九条ノ二 資金ニ充ツル為必要アルトキハ一般会計ヨリ予算ノ定ムル金額ヲ限り業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

資金ニハ前項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金ニ相当スル金額ヲ業務勘定ヨリ繰入ルベシ

第十九条ノ三 特別事業ニ要スル経費ニ充ツル為入ルルコトヲ得

前項ニ規定スル繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ規定ヲ準用ス

第十九条ノ五 資金ノ受払ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ業務勘定ノ歳入歳出外トシテ經理ス

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ第三項ノ規定ヲ準用ス

第十九条ノ六 業務勘定ニ於テ毎会計年度ノ第十九条第四項ノ規定ニ依ル歳入額ヨリ当該年度ノ依リ業務勘定ニ繰入レタル金額アル場合ニ於テハ其ノ合計額ヲ控除シタル金額ニ相当スル金額ヲ限度トス

第十九条ノ四 政府ハ厚生年金保險事業ノ長期的安定ヲ確保スル為必要アルトキハ特別事業ノ必要性ヲ勘定シツク業務勘定ヨリ資金ノ金額ヲ限度トシテ予算ノ定ムル金額ヲ限り年金勘定ニ繰入ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ニ

該繰入金額ガ第十八条ノ十一第二項又ハ第十八

条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入ルベシ

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該線ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該線ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該線ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該線ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該線ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条「決算上」トアフルハ「毎会計年度ノ歳入額(第十九条第四項ノ規定ニ依ルモノノ除外ク)ヲ控除シテ」ト読替

第十九条ノ七 資金ハ資金運用部ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ年金勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外業務勘定ニ

該繰入金額ガ第十八条ノ十一第二項又ハ第十八

条ノ十二第二項ノ規定ニ依リ一般会計ヨリ年金入金ニ相当スル金額ヲ資金ヨリ業務勘定ニ繰入

ルベシ

第一項ノ規定ニ依リ繰入金ヲ為ストキハ当該線ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十七条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十九条第一項の規定により特別保健福祉事業に関する政府の經理を厚生保険特別会計において行う場合においては、第三条の規定によるものほか、厚生保険特別会計業務勘定からの受入金をもつてこの会計の歳入とする。

○藤井孝男君登壇、拍手

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度補正予算において、厚生保険特別会計に一般会計からの繰入金により、特別保健福祉事業資金を設置し、その運用益を老人保健制度の基盤安定化の措置に充てることができるよう、所

要の法的措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、厚生年金保險へのいわゆる隠れ借金の返済と本法律案との関係、平成二年年度に予定している特別保健福祉事業の内容、資金及び基金設置の基準とその概要等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第一項ノ規定ニ付テハ同条「決算上」トアフルハ「毎会計年度ノ歳入額(第十九条第四項ノ規定ニ依ルモノノ除外ク)ヲ控除シテ」ト読替

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 「賛成者起立」

●議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲川幸男君。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成二年三月二十六日

農林水産委員長 仲川 幸男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農林漁業金融公庫の業務として、特定の農業部門における農業経営の規模の拡大とその効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金及び農業の生産条件が不利な一定の地域の農林畜水産物の加工の増進等を図るために必要な資金の貸付けを加えるとともに、これに関連して、農林漁業信用基金が行う農業信用保険に付することができる資金の範囲

を拡大する等所要の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

信用補完事業としての機能が十分に發揮されるよう今後とも本事業の適切な運用に努めるこ

と。右決議する。

一、費用
本法施行に要する費用は、平成二年度一般会計予算に計上されている農林漁業信用基金出資金八億一千百円のうちから支出される。

二、附帯決議
最近の我が国農林漁業をめぐる厳しい情勢の下で、農林漁業金融の果たす役割はますます重要となつてゐる。

よつて、政府は、今後とも農林漁業金融制度の拡充強化に努めるとともに、本法の運用に当たつては、次の事項に留意しつゝ、制度本来の使命が十分に果たせるよう万全の措置を講ずべきである。

一、稲作等土地利用型農業経営体質強化資金については、構造政策の推進が急務となつてゐる実情にかんがみ、経営改善に努める農業者が幅広く活用できるよう適切な運用を図ること。

二、中山間地域が農林漁業と国土保全の上で果たしている役割的重要性にかんがみ、それぞれの地域の特性を活かした農林漁業の振興と地域の活性化を図るための各般の施策を推進すること。

三、中山間地域活性化資金については、資金創設の目的に沿い、農山漁村の地域の特性を十分に活かした運用を図ること。

また、公庫資金と系統資金の融資分野については、それぞれの役割を分担しつゝ、機能が十分発揮されるよう対応すること。

四、公庫資金の貸付対象者として、いわゆる第三セクターが追加される分野については、農林漁業の振興と農山漁村の活性化に十分に活用されるよう適切な運用を図ること。

五、農林漁業信用基金の行う保険対象事業については、農林漁業者等の資金需要の動向に即し、

条第一項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に對し、それぞれ當該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものとの貸付けの業務を行うことができる。

一、指定地域内において生産される農林畜水

産物(以下「指定地域農林畜水産物」といふ。)を原料若しくは材料として使用する製

造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜

水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資

すると認められるものを営む者 当該新商品の研究開発等を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他の当該新商品の研究開発等を行うのに必要な長期かつ低利の資金

二、指定地域内において、農地、森林その他農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者 当該施設の改良、造成又は取得その他の当該施設の設置に必要な

長期かつ低利の資金

三、前項の「指定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るために、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、

そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進する

ことが必要かつ効果的と認められる地域とし

て主務大臣の指定するもの

一の二の三、農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条の三の次に次の二号を加える。
一の二の二、農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

一の二の三、農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条の四、公庫は、第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに前

官報(号外)

3 第一項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。
 第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「よる外」を「よるほか」に改め、同項第一号中「国債」の下に「地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券」を加え、同項に次の一号を加える。

三 銀行又は農林中央金庫への預金
 第三十五条中「三万円」を「十万円」に改める。
 第三十六条中「左の場合においては」を「次の各号の一に該当する場合には」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改める。

第三十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則第十項を次のように改める。

四 第十八条の四第一項に規定する資金

別表第二の第一号の次に次のように加える。
 一の二 農業経営の改善を図るために經營面積（農業經營の用に供する農地又は採草放牧地の面積をいう。以下同じ。）の拡大を促進することが特に必要と認められるものとして主務大臣の定める農業部門に認めたるか、第十八条第一項第一号、第一号の二、第一号の二の二、第一号の三又は第一号の二、主務大臣の指定するもの

（農業信用保証保険法の一部改正）
 第二条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
 第二条第三項中「改善」の下に「又は農家経済の安定」を加える。

附則
 1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

平成二年三月二十六日 参議院会議録第五号

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

10 政府は、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第

号）の施行の日から五年以内に、同条第一項に規定する業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十三項中「並びに第十八条の三第一項」を「第十八条の三第一項並びに第十八条の三第一項」に改める。

附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」と、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

別表第一中「第十八条の三関係」を「第十八条の四関係」に改め、同表の第一号の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同号の償還期限の欄中「十八年」を「二十五年」に改め、同号の

第三号の次に次のように加える。

四第一項に改め、同表の第一号の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同号の償還期限の欄中「三年」を「八年」に改め、同号の

第三号の次に次のように加える。

別表第一中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の三第一項」を加える。

附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」と、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

4 改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部改正

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に則応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律（昭和五十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。

附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」と、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

別表第一中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の三第一項」を加える。

附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」と、「年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたしました。本案は賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（土屋義彦君） 本日はこれにて散会いたします。

太田	中西	珠子君	和田	橋本孝一郎君	教美君
谷川	山田	勇君	前田	勲男君	
峯山	寛三君	昭範君	三木	忠雄君	
高桑	榮松君	哲也君	高木健太郎君	黒柳	明君
田渕	正巳君	田中	三治	重信君	
田中	武徳君	加藤	熊谷太三郎君	秋山	築君
藤田	雄山君	西田	五男君	野村	
石井	一二君	吉宏君	山岡	賢次君	
田村	秀昭君	前島英三郎君	須藤良太郎君	野沢	
松浦	孝治君	田村	成瀬	太三君	
本村	和喜君	二木	守重君	宮崎	秀樹君
青木	幹雄君	秀夫君	平野	清君	
石井	道子君	吉川	小野	清子君	
吉川	博君	名尾	吉川	芳男君	
田沢	智治君	川原健太郎君	柳川	覺治君	
石原健太郎君	大河原木一郎君	岡部	高木	正明君	
岩崎	純三君	閑口	正木	正明君	
北	修二君	田代由紀男君	伊江	朝雄君	
後藤	正夫君	伊江	鈴木	省吾君	
井上	孝君	朝雄君	井上	裕君	
下条進一郎君	文兵衛君	要君	山崎	鳩山威一郎君	
世耕	政隆君	遠藤	童男君	大河原木一郎君	
井上	吉夫君				

大塚	清次郎君	斎藤	十郎君
瀬藤	文夫君	清水嘉与子君	嘉与子君
鎌田	要人君	鹿熊	安正君
陣内	孝雄君	石川	弘君
合馬	敬君	上杉	光弘君
岡野		岡野	裕君
大城	真頼君	藤井	孝男君
竹山	裕君	仲川	幸男君
下幡葉	耕吉君	中村	功君
岡田		岩本	政光君
坂野	一郎君	大鷹	淑子君
初村	清一郎君	西野	康雄君
平井	卓志君	長谷川	信君
櫻井	規順君	肥田	美代子君
種田	誠君	前畑	幸子君
翫	正敏君	三上	隆雄君

栗森	山中	村沢	牧君	郁子君	喬君	栗森
渕本	万三君	笹野	貞子君	吉岡	吉典君	渕本
松本	英一君	田	英夫君	瀬谷	英行君	松本
中村	銳一君	小笠原貞子君		中村		中村
会委員長	國務大臣	内閣總理大臣	法務大臣	外務大臣	大蔵大臣	文部大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	農林水產大臣	厚生大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	郵政大臣	勞働大臣	通商產業大臣	建設大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	運輸大臣	大臣	大臣	大臣
國務大臣	國務大臣	國務大臣	大臣	大臣	大臣	大臣
内閣官房長官	内閣官房長官	内閣官房長官	大臣	大臣	大臣	大臣
北海道開発庁長官	北海道開発庁長官	北海道開発庁長官	大臣	大臣	大臣	大臣
沖縄開発庁長官	沖縄開発庁長官	沖縄開発庁長官	大臣	大臣	大臣	大臣

官 報 (号 外)

國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
防衛廳長官	經濟企畫廳長官	官房企畫廳長官	官房企畫廳長官	官房企畫廳長官	官房企畫廳長官	官房企畫廳長官	官房企畫廳長官
北川	石川	相沢	要三君	大島	友治君	佐藤	守良君
(環境廳長官)	(國務大臣)	(國務大臣)	(國務大臣)	(國務大臣)	(國務大臣)	(國務大臣)	(國務大臣)
永野	木宮	大藏省主稅局長	尾崎	護君	佐藤	守良君	佐藤
茂門君	和彥君	大藏省主稅局長	尾崎	護君	守良君	守良君	守良君
木宮	木宮	木宮	木宮	木宮	木宮	木宮	木宮
和彥君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君
詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任
文教委員	文教委員	文教委員	文教委員	文教委員	文教委員	文教委員	文教委員
予算委員	予算委員	予算委員	予算委員	予算委員	予算委員	予算委員	予算委員
辭任	辭任	辭任	辭任	辭任	辭任	辭任	辭任
井上	永野	木宮	木宮	木宮	木宮	木宮	木宮
裕君	茂門君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君	和彥君
久世	公堯君	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任
永野	茂門君	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任
野末	陳平君	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任
	秋山	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任
	肇君	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任	詞任
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	政府委員	政府委員	政府委員	政府委員	政府委員
議長の報告事項							

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 石原健太郎君（石井一二君の補欠）
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

暴力行為の排除に関する決議
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員斎藤

文夫君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本元事務總務課から裁判官彈劾裁判所裁判官

判長職務代行及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、裁判官訴追委員大島友治君の辞任を
(第一順位) 田辺 哲夫君

事務総長から裁判官訴追委員会事務局長及び衆議院に許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院

院事務総長に通知した。

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の
人物を任命された。

者を指名した旨内閣に通知した。

同日議長は、國土審議会特別委員（豪雪地帯対策特別委員会）に次の本院議員を推薦する旨内閣に

通知した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の
者ニ高田一人内閣大臣又計議員二三十二人

者を第百十八回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房副長官
大島理森君
同
石原信雄君

內閣官房内閣總理大臣官房内政審議室長
公文 宏君

平成二年三月二十六日 参議院会議録第五号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

農林水產省食品流通局長	鷺野 宏君
食糧厅長官	西尾 敏藏君
水產厅長官	浜口 義驥君
水產厅次長	小澤 普照君
林野厅長官	森元 光保君
林野厅次長	滋君
通商產業政務次官	額賀福志郎君
同	齋藤 文夫君
通商產業大臣官房長	熊野 英昭君
通商產業大臣官房会計課長	土居 征天君
通商產業省通商政策局長	棚橋 祐治君
通商產業省立地公害局長	岡松壯三郎君
通商產業省貿易局長	内藤 裕君
通商產業省產業政策局長	正久君
通商產業省立地公害局長	高橋 達直君
通商產業省基礎產業局長	山本 幸助君
通商產業省機械 情報產業局長	杉浦 賢君
工業技術院長	山本 雅司君
工業技術院長	南学 政明君
通商產業省生活產業局長	深沢 亘君
資源工ネルギー厅長官	黒田 直樹君
資源工ネルギー厅次長	長田 英機君
資源工ネルギー厅石油部長	牧野 力君
資源工ネルギー厅石炭部長	吉田 文毅君
中小企業厅長官	柴田 勝隆君
中小企業厅次長	渡辺 光夫君
特許厅長官	見学 信敬君
特許厅特許技監	俊彦君
特許厅總務部長	山浦 紘一君
特許厅第一部長	吉田 文毅君
中小企業厅長官	吉田 文毅君

中小企業廳計画部長	高島 章君
中小企業廳指導部長	里田 武臣君
運輸大臣官房長	川田 洋輝君
運輸政務次官	二階 俊博君
運輸大臣官房會計課長	岩田 貞男君
運輸大臣官房國有鐵道	大塚 秀夫君
改革推進総括審議官	
運輸省運輸政策局長	中村 健一君
運輸省國際運輸・銅光局長	宮本 春樹君
運輸省地域交通局長	早川 章君
運輸省貨物流通局長	寺嶋 潔君
運輸省海上技術安全局長	石井 和也君
運輸省港湾局長	御巫 清泰君
運輸省航空局長	丹羽 晟君
海上保安庁長官	塩田 澄夫君
海上保安庁次長	菊池 幸雄君
高等海難審判厅長官	小林 豊君
氣象庁長官	芳正君
郵政大臣官房長	木下 昌浩君
郵政大臣官房經理部長	成川 富彦君
郵政省貯金局長	小野沢知之君
郵政省簡易保険局長	松野 春樹君
郵政省通信政策局長	中村 泰三君
郵政省電氣通信局長	森本 哲夫君
郵政省放送行政局長	大瀧 泰郎君
労働政務次官	加藤 卓二君
労働大臣官房長	若林 之矩君
労働大臣官房会計課長	廣見 和夫君
労働省労政局長	岡部 晃三君

労働省労働基準局長	野崎 和昭君
労働省婦人局長	佐藤ギン子君
建設大臣官房安定期長	清水 傳雄君
建設大臣官房会計課長	小野 邦久君
建設省職業能力開発局長	甘粕 啓介君
建設省建設経済局長	金子原二郎君
建設省都市局長	真嶋 一男君
建設省河川局長	近藤 徹君
建設省道路局長	三谷 浩君
建設省住宅局長	伊藤 茂史君
自治政務次官	中馬 弘毅君
自治大臣官房長	小林 実君
自治大臣官房会計課長	田中 基介君
自治省行政局長	森 繁一君
自治省財政局長	持永 堯民君
自治省税務局長	湯浅 利夫君
消防庁長官	木村 仁君
消防庁次長	島崎 寒君
内閣審議官	菊地 康典君
内閣総理大臣官房審議官	文田 久雄君
内閣総理大臣官房臨時 特定弔慰金等業務室長	石倉 寛治君
公正取引委員会事務局官房審議官	矢部丈太郎君
警察庁長官官房審議官	祐弘君
警察庁刑事局保安部長	加美山利弘君
宮内庁長官官房審議官	河部 正之君
総務庁長官官房審議官	杉浦 力君
同	増島 俊之君
総務庁長官官房審議官	新野 博君

北海道開発庁計画監理官	北方対策本部審議官	総務厅人事局次長兼内閣審議官
経済企画庁調整局審議官	科学技術庁長官官房審議官	経済企画庁物価局審議官
国土庁長官官房水資源部長	法務大臣官房審議官	国土庁企画調整局環境保健部長
法務大臣官房審議官	法務大臣官房審議官	法務大臣官房審議官
外務大臣官房審議官	外務大臣官房審議官	外務大臣官房審議官
外務大臣官房領事移住部長	外務大臣官房外務審議官	外務大臣官房外務審議官
大蔵大臣官房文化交流部長	外務大臣官房文化審議官	大蔵大臣官房総務審議官
外務大臣官房領事移住部長	外務大臣官房領事移住部長	大蔵大臣官房審議官
外務省経済局次長	外務省経済局次長	大蔵大臣官房審議官
大蔵省銀行局保険部長	大蔵省銀行局保険部長	大蔵省銀行局保険部長
大蔵省国際金融局次長	大蔵省国際金融局次長	大蔵省国際金融局次長
文部省高等教育局私学部長	同 同 同	同 同 同
野崎弘君	佐藤次郎君	佐藤次郎君
江沢隆文君	松田篤之君	松田篤之君
藤原和人君	西村吉正君	西村吉正君
竹中勝好君	高橋光男君	高橋光男君
安田靖君	苗村滋克君	苗村滋克君
田中章介君	浜崎恭生君	浜崎恭生君
石井敏弘君	三橋昭男君	三橋昭男君
井田勝久君	則定衛君	則定衛君
鈴木榮君	太田博君	太田博君
竹中勝好君	川島裕君	川島裕君
安田靖君	茂田宏君	茂田宏君
田中章介君	小倉和夫君	小倉和夫君
石坂久米邦貞君	久米邦貞君	石坂久米邦貞君
中島須藤隆也君	須藤隆也君	中島須藤隆也君
英輔君	谷口米生君	英輔君
匡身君	篠沢恭助君	匡身君
公明君	大蔵英輔君	公明君
和人君	大蔵英輔君	和人君

厚生大臣官房総務審議官 同	加藤 栄一君	労働省職業安定局次長 齋藤 邦彦君
厚生大臣官房審議官 伊藤 韶雄君	清水 康之君	労働省職業安定局高齢・障害者対策部長 七瀬 時雄君
人保健福祉部長 代田久米雄君	岡光 序治君	建設大臣官房総務審議官 福本 英三君
農林水産大臣官房総務審議官 熊代 昭彦君	川合 淳二君	官兼内閣審議官 白兼 保彦君
農林水産大臣官房参事官 人保健福祉部長老農林水産大臣官房総務審議官 同	長良 恭行君	自治大臣官房総務審議官 芦尾 長司君
農林水産大臣官房改善局次長 通商産業大臣官房総務審議官 同	谷山 重孝君	自治大臣官房審議官 紀内 隆宏君
通商産業大臣官房改善局次長 通商産業大臣官房総務審議官 同	横田 捷宏君	小島 重喜君
通商産業省通商政策局次長 通商産業大臣官房 堤 富男君	合田宏四郎君	自治大臣官房審議官 遠藤 安彦君
通商産業省機械情報委員会局次長 通商産業大臣官房審議官 坂本 吉弘君	吉田 耕三君	自治省行政局公務員部長 滝 実君
資源エネルギー庁 向 準一郎君	井上徹太郎君	自治省行政局選舉部長 浅野大三郎君
長官官房審議官 同	吉田 耕三君	島理森君外三百四十二名(同日議長承認)を第百十
官兼内閣審議官 同	井上徹太郎君	八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
運輸大臣官房国有鉄道改組推進部長 兼内閣審議官 陸上技術安全部長	松波 正壽君	同日内閣總理大臣から議長宛、内閣官房副長官大
運輸省海上技術全般部長 通輸省海上技術全般部長	田辺 淳也君	島理森君外三百四十二名(同日議長承認)を第百十
運輸省航空局技術部長 郵政大臣官房人事部長	中村 資朗君	八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
郵政省電気通信局 電気通信事業部長	桑野扶美雄君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
労働大臣官房審議官 労働省労政局勤務者福利部長	松本 邦宏君	同日内閣總理大臣から議長宛、内閣官房副長官大
五十嵐 三津雄君		島理森君外三百四十二名(同日議長承認)を第百十
(参考第一号)		八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
短時間労働者保護法案(中西珠子君外三名発議)		同日内閣から予備審査のため次の議案が提出された。

労働省職業安定局次長 齋藤邦彦君	建設大臣官房総務審議官 福本英三君	建設大臣官房総務審議官 白兼保彦君
労働省職業安定局高 輪・障害者対策部長 七瀬時雄君	建設大臣官房審議官 芦尾長司君	建設大臣官房総務審議官 小島重喜君
同	自治大臣官房審議官 紀内隆宏君	自治大臣官房審議官 遠藤安彦君
自治省行政局公務員部長 滝実君	官兼内閣審議官 小島重喜君	官兼内閣審議官 遠藤安彦君
自治省行政局選挙部長 浅野大三郎君	同	同
同日内閣総理大臣から識長宛、内閣官房副長官大 島理森君外三百四十一名(同日議長承認)を第百十 八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領し た。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞 任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。 委員派遣承認要求書
國立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法 第一四四号)	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法 第一三三号)	閣税及び貿易に関する一般協定に附属する第三 十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し 又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の 結果に関する文書の締結について承認を求める の件(閣法第一号)
閣税及び貿易に関する一般協定に附属する第三 十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許の変更に ついての歐州経済共同体との合意に関する文書 の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)	國土調査促進特別措置法の一部を改正する法律 案(閣法第二二二号)	國立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法 第一四四号)
國立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法 第一四四号)	地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法 第一三三号)	閣税及び貿易に関する一般協定に附属する第三 十八表(日本国との譲許表)に掲げる譲許を修正し 又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の 結果に関する文書の締結について承認を求める の件(閣法第一号)

右のとおり議決した。よつて參議院規則第八十一条の八において準用する第一百八十条の二により承認を求めます。

卷之三

参議院議長　土屋 義彦殿　小山 一平
商業・資源工社小冊子に關する調査會長

厚生大臣官房老
人保健福祉部長
農林水産大臣官
房総務審議官
川合 淳二君
農林水産大臣官房參事官
長良 恭行君
農林水産省構造改善局次長
谷山 重孝君
通商産業大臣官
通商産業大臣官

自治大臣官房総務審議官	芦尾 長司君
自治大臣官房審議官	紀内 隆宏君
官兼内閣審議官	小島 重喜君
自治省行政局公務員部長	遠藤 安彦君
自治省行政局選舉部長	滝 実君
同日内閣總理大臣から認長宛、内閣官房副長官大	浅野大三郎君

関税及び貿易に関する一般協定に附屬する第三十八表(日本国譲許表)に掲げる譲許の変更についての歐州經濟共同体との合意に関する文書の締結について承認を求める件(閣案第二号)、
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二一号)
第一三三号)
国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法
第一三三号)

同日内閣から、国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく平成元年十二月二十五日から平成二年二月二十六日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

同日内閣から、船員保険法第五十九条第十一項の規定に基づく船員保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員会に付託する調査会長に付託する調査会長

通商産業大臣官房審議官 横田 捷宏君
同 堤 合田宏四郎君
通商産業省通商政策局次長 富男君

八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（開法第一四号）

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

長官官房審議官
運輸大臣官房審議官
官兼内閣審議官
井上徹太郎君

決算委員	久保	亘君
辞任		
柏谷		
照美君		
	亘君	
		柏谷 照美君
	補欠	
久保		
		亘君

第一班	小山	一平	中曾根弘文
白浜			古川太三郎
合馬			角田義一
大木			及川一夫
浩	一良	敬	

決算委員
久保 豊君 柏谷 照美君 楠次
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
短時間労働者保護法案(中西珠子君外三名発議)
去る十三日内閣から予備審査のため次の議案が送

運輸省海上技術
安全局船員部長 田辺 淳也君
運輸省航空局技術部長 中村 資朗君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
同日議員から次の議案が提出された。

一、派遣地	
第一班	福岡県 大分県
第二班	広島県 岡山県
一、期間	両班とも三月二十二日及び二十三日

去る十三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(閣

勞働大臣官房審議官
石岡慎太郎君
労働省労政局勤
労者福祉部長 松本 邦宏君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

の二日間

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)	國立劇場法の一部を改正する法律案(閣法第一号)
国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三五号)	農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(閣法第六号)
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。	砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号)
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)	農林水産委員会に付託
恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一七号)	通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第三号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣法第一二号)
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)	通信委員会に付託
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件(閣法第一号)	住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十九表(日本国譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求める件(閣法第二号)	国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三号)	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一号)	建設委員会に付託
外務委員会に付託	沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)
同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託
(三月二十三日任期満了による再任) 石坂 誠一	同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいの記
(近く辞任予定の内海倫の後任) 弥富啓之助	(三月二十三日任期満了による再任) 両角 良彦
同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員及び同予備員を別紙のとおり選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。	裁判官訴追委員
奥野 誠亮君 村田敏次郎君 松永 光君 高鳥 修君 武藤 山治君 小澤 克介君 神崎 武法君	第一 町村 信孝君 第二 甘利 明君 第三 森井 忠良君 第四 倉田 栄喜君 第五 田邊 國男君 第六 木部 佳昭君 第七 葉梨 信行君 第八 渡部 恒三君 第九 山花 貞夫君 第十 佐藤 敬治君 第十一 小林 恒人君 第十二 中村 駿君

(別紙)

裁判官彈劾裁判所裁判員

奥野 誠亮君
村田敏次郎君
松永 光君
高鳥 修君
武藤 山治君
小澤 克介君
神崎 武法君

官 報 (号外)

同予備員

第一 柳沢 伯夫君
第二 木村 守男君
第三 石橋 大吉君
第四 鈴木 宗男君
第五 平田 米男君

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

尾辻 秀久君
清水嘉与子君
田村 秀昭君

補欠

木暮 山人君
北 修二君
議院運営委員

決算委員

辞任

尾辻 秀久君
清水嘉与子君
田村 秀昭君

補欠

木暮 山人君
北 修二君
議院運営委員

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(閣法第三六号)

同日人事院總裁から、國家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見を受領した。

本日衆議院から、次の内閣提出案は本院において否決されたので、国会法第八十五条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決号)外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決号)外二件両院協議会の協議委員十人を次のとおり選挙した旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)、平成元年

年度特別会計補正予算(特第2号)及び平成元年

度政府関係機関補正予算(機第2号)審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会参議院協議委員

議長 矢田部 理君
副議長 太田 淳夫君

本日次のとおり議長及び副議長を互選した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会報告書

本日両院協議会参議院協議委員議長から次の報告書が提出された。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会報告書

本日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成二年三月二十六日 參議院会議録第五号

発行所 虎ノ門一丁目五番四号 東京都港区
大藏省印刷局
電話 03(587)4302
定価 本一部 一二三円
四百部